平成２５年（フ）第３５１号
栃木県宇都宮市南町５番29号、前住所栃木県宇都宮市白沢町383番地２
債務者　手塚　米子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１６９号
横浜市磯子区氷取沢町204番地７　２棟107号
債務者　金子　千春
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３１７号
横浜市南区永田東１丁目７番10号　内海ビル202
債務者　木村　弘子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４３号
栃木県宇都宮市竹林町89番地12　東ハイツＥ棟２－１、前住所栃木県栃木市神田町２番31号　市営住宅４号
債務者　稲葉　淳一
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３４４号
栃木県宇都宮市末広２丁目10番２号　福田荘201
債務者　金沢　久美
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３４９号
栃木県宇都宮市上野町6089番地５
債務者　上田　秀雄
1　決定年月日時　平成25年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５５６号
東京都狛江市東野川３丁目11番４号ミツオサ荘101
債務者　畑野　　泉
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２０７号
静岡県磐田市岩井1907番地324
債務者　大場由美子
1　決定年月日時　平成25年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５６５号
東京都八王子市北野台５丁目50番５－312号
債務者　馬庭　正子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１３７号
愛知県豊橋市舟原町177番地
債務者　永井　穂高
1　決定年月日時　平成25年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第８２号
沖縄県うるま市字江洲261番地８
債務者　仲本　　豊
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第３２１９号
大阪市平野区加美北８丁目21番３－405号
債務者　宮本　美雪
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４３２号
大阪府三島郡島本町広瀬５丁目14番３号
債務者　田中　幸一
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第４６５号
福岡市博多区上呉服町14番26号
破産者　株式会社ファブリック
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４７号
福岡市南区井尻１丁目40番10号
破産者　株式会社ハウスパートナー
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８１８号
札幌市中央区南１条西12丁目322番13
破産者　株式会社ココロ
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８１９号
札幌市中央区南１条西12丁目322番13
破産者　カタチカラ株式会社
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部